

官報号外

昭和五十五年十一月六日

○第九十三回 衆議院会議録 第十二号

昭和五十五年十一月六日(木曜日)

議事日程 第十号

昭和五十五年十一月六日

午後一時開議

第一 防衛厅設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 防衛厅設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

臨時行政調査会設置法案(内閣提出)の趣旨説明
及び質疑

〔江藤隆美君登壇〕

○江藤隆美君 ただいま議題となりました防衛厅

設置法等の一部を改正する法律案につきまして、
内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報

告申し上げます。

本案の主な内容は、海上自衛官千六百十九人を
増員すること、海上自衛隊の潜水艦隊及び航空自
衛隊の補給本部を新編すること、自衛官の階級に
曹長の階級を新設すること、陸上自衛隊の予備自
衛官を二千人増員すること等であります。

本案は、十月六日政府より提出され、十月二十
一日本会議において趣旨説明及びこれに対する質
疑が行われた後、同日本委員会に付託されまし

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

午後一時四分開議

○議長(福田一君) 一部を改正する法律案
一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。内閣委員長江藤隆美
君。

〔本号末尾に掲載〕

〔江藤隆美君登壇〕

○議長(福田一君) 討論の通告があります。順次
これを許します。渡部行雄君。

〔渡部行雄君登壇〕

○議長(福田一君) 討論の通告があります。順次
これを許します。渡部行雄君。

〔渡部行雄君登壇〕

○議長(福田一君) 私は、日本社会党を代表して、た
だいま議題となりました防衛厅設置法等の一部を
改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行
うものであります。

今度の法律案のねらいは、単に海空自衛官の増
員と潜水艦隊の新編成や曹長階級の新設という表
面的なものとしてとらえるべきではなく、これま
での平和時の防衛力整備を基本とした基盤的防衛
力構想の方針を百八十度変更して、脅威対応型の
防衛構想確立のスタートにしようとする遠謀の一
石としてとらえるべきであり、リムバウク等合同

た。

委員会におきましては、十月二十八日大村防衛
府長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入
り、十一月四日には鈴木内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行う等、慎重に審査を行いました。

本案に対する質疑は、憲法第九条と自衛隊との
関係、文民統制の確保のための方策、国際軍事情勢の分析、わが国に対する脅威の実態、防衛計画の大綱及び中期業務見積もりの取り扱いに関する問題等、広範多岐にわたって行われたのであります
が、その詳細につきましては会議録により御承
知願いたいと存じます。

かくて、十一月四日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党の染谷誠君、民社党・国民連合の神田厚君及び新自由クラブの河野洋平君からそれぞれ賛成、日本社会党の岩垂寿喜男君、公明党・国民会議の鈴切康雄君及び日本共産党の柳利夫君からそれぞれ反対の意見が述べられました。

引き続き採決いたしましたところ、本案は多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

増強の必要性に結びつけ、防衛計画大綱の防衛力

水準を可及的速やかに達成しなければならないと

あります。

しかし、重大なことは、世界の軍事情勢を米ソ

対立の二極構造によるものと分析し、日本は日米

安保条約を強化してソ連に対抗しなければ、平和

と安全は守れないという思想で貫かれている点で

あります。

いま、世界の軍事、外交の専門家たちは、米ソ

超大国による二極支配構造は終わりを告げ、多極化へと進んでいるという認識が圧倒的なのですあり

ます。

加えて、日本の外務省も、外交青書で明ら

かなとおり、世界は多極化へ進んでいると分析し

ています。

しかるに、防衛府だけが米ソ両国による二極支

配構造を主張し、ことさらにソ連の脅威を拡大宣

伝していることは、脅威に対する反発心を利用し

て日本国民に反ソ感情を助長させ、敵がい心をあ

おつて、これを軍備増強のことでしょとうというた

くらみ以外の何物でもないのです。(拍手)

このことは逆にソ連にはね返り、際限なき軍拡競

争へと発展するのであります。この法則性につい

ては、戦争科学者として有名なクラウゼヴィッツ

の「戦争論」によつても理論づけられているところ

演習の積み重ねによって、事実上連合軍構想の足場を築き、憲法第九条の空洞化をねらったものであります。これは、ことしの防衛白書を一読すれば明白であります。

つまり、一口に言えば、ソ連の軍事力は最近著しく増強され、これに対してもアメリカの軍事力は相対的に低下しております、米ソ間の軍事バランスが崩れつつあると強調、さらにもソ連の極東及び北方領土における軍事力の増強とベトナムの海空軍基地の常時使用と相まって海上交通路の潜在的脅威が高まっているとし、日本列島の北と南から強大なソ連軍がいまにも襲いかかるとしているよう

な印象を読者に与えながら、これを日本の防衛力

増強の必要性に結びつけ、防衛計画大綱の防衛力

水準を可及的速やかに達成しなければならないと

あります。

しかし、増強され、これに対してもアメリカの軍事力は

あります。

つまり、一口に言えば、ソ連の軍事力は最近著

しく増強され、これに対してもアメリカの軍事力は

あります。

りであります。

このようにして、仮想敵国を想定して統けられれば、いく軍拡競争は、やがて戦争の極限まで引きずり込まれていくことは、古今東西の歴史が証明するところであります。(拍手)ましてや、平和憲法を改悪して軍備と戦争に対する歯どめを取り払うという動きとあわせ考へるならば、その目的の那辺にあるかは明白白々であります。

官 報 (号 外)

さらに問題なのは、産軍官廳着の構造であります。一例を挙げますならば、ロッキード、グラマン事件は申すまでもありませんが、去る十月三十一日の参議院安保特別委員会で参考人として脅威対応による防衛力増強を力説した白川元統幕議長は、現在、兵器メーカーの三菱電機の顧問をしており、このように自衛隊の大幹部は軍事産業と大きなかかわりを持つているのが常なのであります。したがつて、今度の軍備増強の戦略は、死の商人の要請に基づく一面を見落としてはならないのです。

そして、もう一面は、アメリカの内政干渉とも思われる露骨な自衛隊増強と防衛費増額の要請であります。

に気づくはずであります。だとすれば、平和が絶対の条件であり、敵をつくらない政策が緊要なのであります。したがつて、平和憲法をして全面平和外交を開き、世界の軍縮のために全力をつくすことではないでしょうか。非同盟中立政策の推進によって、地球上から武器と戦争をなくすための努力が必要なのであります。

かつて、故ケネディ大統領は、平和の戦略と題する演説の中で、「私は平和の追求が戦争の追求ほど劇的でないことを知つてゐる。そしてしばしば平和追求者の言葉は、またかというよう聞き流されてしまう。だがこれ以上緊急な仕事はないのである。」と述べ、また、「われわれの好き嫌い

価を払つて努力しているかは、いまさら強調するまでもありません。

われわれ民社党は、平和と安全の確保こそ國の大前提で、不斷の繁栄と國民の願う福祉国家づくりの大前提であるとの見地に立つて、これまでも國会における安全保障委員会の設置など、わが国防衛について現実的対応と國民の合意づくりに、野党ながらも政治に責任を持つ立場から積極的に努力してきました。(拍手)

しかし、わが國においては、戦後特に國政の場において現実を直視しない観念的平和論が横行し、國民各層から強い批判を浴びながら、今日なお非現実的な不毛の論議を繰り返す傾向にありま

ここ数年来、ソ連は世界的規模で軍事力の増強を図るとともに、アジア、アフリカへの進出を初め、アフガニスタンへの侵略など、軍事力を背景に強引な対外進出を続け、国際的平和秩序に大きな変化をもたらしつつあることは、きわめて憂慮すべきことであります。また、極東地域においては、わが国の固有の領土である北方四島のうち三島までソ連の軍事基地が構築され、海空軍の配備、増強と相まち、わが国への重大な脅威となつております。

この結果、米ソのデタントは大きく後退し、加えてイラン・イラク戦争の発生もあって、西側自由陣営はスイング戦略の採用や防衛努力の拡大な

教説ジージ・ケナン氏が、東京の国際文化会館での講演で、「日本は独自の判断と行動をとるべき時がきており、自分の意見を述べることにちゅうちょすべきではない。しかし発言力を増そるとして軍備を増強すれば世界的な反発を招き、道を誤ることになる。ベトナム、アフガニスタンが示すように世界の危機は米ソ対立を基本に多極化しているからだ。」云々と述べて、日本の軍備増強に警告を発したのであります。

タカ派の巨頭レーガン大統領が誕生し、世界情勢が多極化の方向に進んでいる中で、いま日本が世界に向かって何をなすべきかを真剣に考えるべきであります。

日本のように、国土が狭く、人口が多く、資源のない国は、貿易立国の道しか残されていないの

れたのであります。たとえ、世界の片すみで戦闘が絶えないからといって、平和に対する人間的努力をあきらめではなくないと思うのであります。

以上の理由により、原案に反対いたし、討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 林保夫君。

[林保夫君登壇]

○林保夫君 私は、民社党・国民連合を代表いたしましたて、ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行ふものであります。(拍手)

言うまでもなく、平和と安全、自由と繁栄は人類共通の願いであり、中でも平和と安全は國民の生命、財産、さらには國家の存立にかかる最も重要な政治課題であります。このことのために、いかに世界各国が国を挙げて心血を注ぎ、高い代

えは許されない現実となつております。われわれ
はいまこそ、国民の多くが日本は大丈夫なのかと
心配する声に耳を傾け、厳しい国際情勢を直視し
ながら、何より世界平和の前進と國家、国民の安
全のために、現実に立脚した具体的な政策をもつて
防衛問題に取り組まなければなりません。まさに
これこそ、今日避けて通ることのできない国家的
課題であります。

民社党はこういう情勢を踏まえ、いわばやむに
やまれぬ心境から、ここに結党以来初めて防衛三
法に賛成することに決しました。(拍手)

その理由はまことに明快であります。

第一は、わが国を取り巻く国際情勢が大きくな
り化し、これに対処するには、世界平和の創造に積
極的に努力するとともに、防衛力の整備が急務と
なつたことであります。

あります。去る十一月四日にも、マンスフィールド大使から防衛費増額が改めて要請されたのは周知のとおりであります。自民党的の方々が、憲法はアメリカから押しつけられたのだから自主憲法をつくろうと、もつともらしく強調しながら、他方で、アメリカから押しつけられた軍備増強に狂奔している姿は一体何と説明したらよいでしょうか。（拍手）

○議長(福田一君) 渡部君、渡部君、申し合わせます。
○渡部行雄君(続) しばしば国家間、隣人間の関係に驚くべき変化をもたらす。だから、たまらずに努力を続けよう。平和は必ずしも実現不可能ではなく、戦争も必ずしも不可避免ではない。と述べられました。

党も国民や国会に対し、わが国を取り巻く軍事を
初めとする國際情勢やわが國自衛力の実態を率直
に示そうとせず、万事事なれ主義をとりつつ、
しかもなし崩し的に防衛力をあくらませてまいり
ました。まさに國民不在、この無責任ぶりは世界
に例のないところと申せましよう。（拍手）
しかし、いまや國際情勢は一変し、わが国を取
り巻く環境は一段と厳しく、このような不毛・甘

価を払つて努力しているかは、いまさら強調するまでもありません。

われわれ民社党は、平和と安全の確保こそ國の不斷の繁栄と國民の願う福祉国家づくりの大前提であるとの見地に立つて、これまで國会における安全保障委員会の設置など、わが国防衛について現実的対応と國民の合意づくりに、野党ながらも政治に責任を持つ立場から積極的に努力してまいりました。（拍手）

しかるに、わが國においては、戦後特に國政の場において現実を直視しない観念的平和論が横行し、國民各層から強い批判を浴びながら、今日なお非現実的な不毛の論議を繰り返す傾向にありま

ここ数年来、ソ連は世界的規模で軍事力の増強を図るとともに、アジア、アフリカへの進出を初め、アフガニスタンへの侵略など、軍事力を背景に強引な対外進出を続け、国際的平和秩序に大きな変化をもたらしつつあることは、きわめて憂慮すべきことであります。また、極東地域においては、わが国の固有の領土である北方四島のうち三島までソ連の軍事基地が構築され、海空軍の配備、増強と相まち、わが国への重大な脅威となつております。

この結果、米ソのデタントは大きく後退し、加えてイラン・イラク戦争の発生もあって、西側自由陣営はスイング戦略の採用や防衛努力の拡大な

ど、ソ連進出に対処すべく真剣な努力を傾注しつあります。

わが国としても、これらの事態を十分念頭に置き、西側自由陣営の一員としての立場を踏まえつつ、自主的に防衛力の整備を着実に進めていかねばならない立場に立たされております。

第二は、わが党年來の主張であります自衛隊に対するシビリアンコントロール体制が一步前進したことであります。特に、昭和四十年以来、多年にわたって主張してきました国会の安全保障特別委員会が、いまだ不十分とはいへ、機能し始めたことは事実であります。また、さきのわが党と自民党との党首会談において、中期業務見積もりが国防会議に付議されることが確認されるなど、これらはわが国の安全、防衛問題にとって、いずれも画期的な前進であります。

第三は、防衛問題に対する国民的合意がようやく生まれつたあるということです。わが党は、これまでも防衛問題に対する国民的合意づくりの重要性を強く指摘し、そのため全労力を尽くしてまいりました。しかし、いまや国際情勢の厳しさと相まって、自衛隊の積極的評価を初め、平和確保のための防衛力整備の必要性について、国民的コンセンサスが生まれつたものであります。このことは世論調査に明瞭であります。

第四は、防衛力整備の基本原則について、わが党の主張が政府において基本的に理解されつてあります。さきの党首会談を通じて、防衛力整備について、わが党は、防衛力整備の基本原則について、わが党の主張が政府において基本的に理解されつてあります。

第五は、こうした自衛のための自主的整備が、結果的に世界平和と国際協調に貢献できるよう、またいやしくも諸外国の誤解を生ぜしめないよう、慎重かつ着実に実行することであります。政府は、以上の諸点に十分配慮して、わが党の主張に、政府・自民党が基本的に同意したことであり、今後、自衛隊の欠陥是正やシビリアンコントロールの一層の前進について、わが党の方針が反映される状況が生まれつたことであります。

しかし、それはあくまでも防衛問題について共

通の論議の場、言いかえれば土俵ができたという

ことであり、個々の具体的問題については、今

後、國權の最高機関である国会を通じ、論議と対応を進めていかなければならないことは申すまで

もありません。

以上、防衛三法に対しまして主たる賛成理由を申し述べましたが、この際、私は政府に対し、防衛力整備について、次の諸点に十分配慮して取り組むべきことを改めてここに要望するものであります。

その第一は、防衛力整備について、前述したとおり、一、あらゆる手法、手段を講じての平和戦略の推進、二、あくまで現行憲法の枠内、三、財政事情への配慮を基本原則として進めることを誠

実に実行していくことであります。

第二は、国会の安全保障特別委員会を機能的に運営するとともに、形骸化している国防会議を改組強化し、総合的立場から安全保障全般を協議する最高機関となるなど、シビリアンコントロール

の現実と今日の脅威の実体を踏まえたものに改めることであります。

第三は、米ソのデタントと没脅威論を前提とした現行の防衛計画大綱を根本的に見直しし、世界の現実と今日の脅威の実体を踏まえたものに改めることであります。

第四は、奇襲対処能力の欠如など、各方面から指摘されている自衛隊の欠陥を是正し、その質的整備を進めることであります。

第五は、こうした自衛のための自主的整備が、結果的に世界平和と国際協調に貢献できるよう、またいやしくも諸外国の誤解を生ぜしめないよう、慎重かつ着実に実行することであります。

政府は、以上の諸点に十分配慮して、わが党の主張を推進するため、長期的かつ総合的視点から行政の適正かつ合理的なあり方を検討する必要があると考え、今般各界の英知を結集した権威の高い調査審議機関として、総理府に臨時行政調査会を設置することとして、ここにこの法案を提出し

した。

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(福田一君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) この際、内閣提出、臨時行政調査会設置法案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣中曾根康弘君。

○國務大臣(中曾根康弘君) 臨時行政調査会設置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

○國務大臣(中曾根康弘君登壇) この際、内閣提出、臨時行政調査会設置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

○國務大臣(中曾根康弘君) この際、内閣提出、臨時行政調査会設置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

次に、法案の内容について御説明申し上げます。

臨時行政調査会は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議し、その結論に基づいて、内閣総理大臣に意見を述べ、または内閣総理大臣の諮問に対し答申することを任務としております。

調査会の意見または答申につきましては、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととするとともに、調査会は、これを内閣総理大臣から国会に対して報告するよう申し出ることができます。

規定期を設けることとしております。これは、行政の改善問題については行政がその責めに任ずることはもちろんありますが、あらかじめその問題点を国民及びその代表たる国会に提示し、十分な御協力を仰ぎたいとの趣旨によるものであります。

調査会の組織については、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する委員九人をもって構成するとともに、専門の事項を調査審議させるため専門委員を、また、調査会の調査事務その他の事務を処理させるため事務局を置くこととしております。

また、調査会の権能につきましては、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるることとしているほか、みずからその運営状況を調査することができることとしております。

なお、調査会は臨時の機関として設置されるものであり、政令で定める本法律の施行期日から起算して二年を経過した日に廃止されることとしております。

このほか、関係法律について所要の改正を行ふこととしております。

以上が臨時行政調査会設置法案の趣旨でござります。(拍手)

臨時行政調査会設置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。

岩垂寿喜男君

〔岩垂寿喜男君登壇〕

○岩垂寿喜男君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました臨時行政調査会設置法案について、總理並びに行政管理庁長官に質問をいたします。

申すまでもございませんが、現在の日本にとって行政改革は非常に重要な政治課題の一つであります。最近のわが国内外の諸情勢は大きな変化を遂げており、また、国民の意識や要求も多様化しております。これらの変化に対して行政が適切に対応する体制を整えることが差し迫った問題であることはだれもが考えていることです。

官

私は、日本社会党も、行政改革の推進について真剣に検討を重ね、その方針を提示してきたことは御承知のとおりであります。

それに関連をいたしまして、私はこの機会に私どもの行政改革についての若干の見解を述べてみたいと思います。

私は、行政改革を単に減量経営とか公務員一般の削減や倫理観の問題だけに矮小化する考え方には同調できません。眞の行政改革は、国民の要求に的確に対応する國、地方の基本的な政策形成システムの民主化、言いかえれば、国民の税金の公

平な、公正な使い方、公的資源の配分をどう民主化するかということを前提に置くべきだと考えます。

これを予算の編成について申し上げますと、予算の編成は実務的には大蔵省主計局が当たります

が、実際には業界や利益団体が予算編成期を中心にして激しい予算分捕り合戦をやり、そこで、自民党だけとは言いませんが、特に政府・与党の議員がこれに介在、介入をいたします。そして各省

庁の官僚も、これを利用して予算の拡大や権益、

権限を確保するために全力を挙げます。

この三角同盟、つまり業界や圧力団体は実益を得る、そして議員は票と政治献金を確保する、官僚はなわ張りと権限、それに天下り先をも含めて拡大をする、こうした癌着の関係が長い間ずっと積み重ねられてきたことは周知の事実であります。それは特に高度経済成長期を通して顕著になつたと思われます。

たとえば、補助金、財政投融資、信用保証、優遇税制、許認可制度、設備や換業に対する調整、輸入原材料の割り当て等々、さまざまな行政手段

を使っての企業に対する過剰な保護、介入が行われております。それは特に高度経済成長期を通して顕著になつたと思われます。

たとえば、補助金、財政投融資、信用保証、優

遇税制、許認可制度、設備や換業に対する調整、輸入原材料の割り当て等々、さまざまな行政手段

を使っての企業に対する過剰な保護、介入が行われております。それは特に高度経済成長期を通して顕著になつたと思われます。

たとえば、補助金、財政投融資、信用保証、優

遇税制、許認可制度、設備や換業に対する調整、輸入原材料の割り当て等々、さまざまな行政手段

を使っての企業に対する過剰な保護、介入が行われております。それは特に高度経済成長期を通して顕著になつたと思われます。

たとえば、補助金、財政投融資、信用保証、優

遇税制、許認可制度、設備や換業に対する調整、輸入原材料の割り当て等々、さまざまな行政手段

を使っての企業に対する過剰な保護、介入が行われております。それは特に高度経済成長期を通して顕著になつたと思われます。

たとえば、補助金、財政投融資、信用保証、優

遇税制、許認可制度、設備や換業に対する調整、輸入原材料の割り当て等々、さまざまな行政手段

を使っての企業に対する過剰な保護、介入が行われております。それは特に高度経済成長期を通して顕著になつたと思われます。

たとえば、補助金、財政投融資、信用保証、優

遇税制、許認可制度、設備や換業に対する調整、輸入原材料の割り当て等々、さまざまな行政手段を使っての企業に対する過剰な保護、介入が行われております。それは特に高度経済成長期を通して顕著になつたと思われます。

たとえば、補助金、財政投融資、信用保証、優遇税制、許認可制度、設備や換業に対する調整、輸入原材料の割り当て等々、さまざまな行政手段を使っての企業に対する過剰な保護、介入が行われております。それは特に高度経済成長期を通して顕著になつたと思われます。

たとえば、補助金、財政投融資、信用保証、優遇税制、許認可制度、設備や換業に対する調整、輸入原材料の割り当て等々、さまざまな行政手段を使っての企業に対する過剰な保護、介入が行われております。それは特に高度経済成長期を通して顕著になつたと思われます。

たとえば、補助金、財政投融資、信用保証、優遇税制、許認可制度、設備や換業に対する調整、輸入原材料の割り当て等々、さまざまな行政手段を使っての企業に対する過剰な保護、介入が行われております。それは特に高度経済成長期を通して顕著になつたと思われます。

たとえば、補助金、財政投融資、信用保証、優遇税制、許認可制度、設備や換業に対する調整、輸入原材料の割り当て等々、さまざまな行政手段を使っての企業に対する過剰な保護、介入が行われております。それは特に高度経済成長期を通して顕著になつたと思われます。

となさつていらっしゃるのか、この調査会に何を期待するのか、いま私が申し上げたことなども含めて、明快な御答弁を煩わしたいと思います。

行政改革は、今後の国民のニーズに的確にこたえる行政のあり方を長期的かつ総合的視野に立て検討することが必要であることは、いまさら私

が申し上げる必要はございません。しかし、歴代内閣の行政改革の実績を振り返ってみると、そ

のような配慮が十分であったとは言いがたいと思

います。

たとえば、第一次臨調答申の中で実施された主

なものは、総定員法と一省一局削減という、人減

らしと行政機構の縮小の域を出ず、行政における

民主化の徹底、行政事務の中央集権化の排除、行

政運営における合理化、能率化の推進などは、そ

の具体化が不十分であつたことを率直にお認めい

ただかなくてはなりません。

その意味では、今回の臨時行政調査会の設置に当たって、これまでの行政改革の反省がそこにな

ければならないと考えますが、この点の御見解をお

お聞かせ願いたいと思います。

次に、私は先日、内閣委員会の地方支分部局の

整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正す

る法律案審議の際に、機械的に一省一局のいわゆ

る一律削減方式のやり方では、各省段階でスケ

ープポートを探し出すことになって、必要かどうか

という客観的な判断よりも、抵抗の少ないところ

が犠牲になつていると指摘をいたしました。これ

では、行政改革の名のもとに逆に行政の不合理と矛盾を生み、著しく住民サービスを低下させることになりかねません。

これらの点は、新しい調査会の発足に当たって、これまでの反省として反映されるべきだと思いますが、行政管理庁長官の見解をお聞かせいただきたいと存じます。

また、こうした一律的な行政改革方針によつて、公務員労働者に少なからぬしわ寄せと犠牲を押しつけたことは否定できない事実であります。公務員労働者も、行政ニーズに適切に応対し

た合理化には必ずしも反対するものではないと信じます。公務員がその任務と責任を自覚し、国民に対しても行政のサービスに努めるべきは当然であ

ります。しかし、彼らが労働基本権を奪われ、人事院勧告も今日のよう政治的な道具に使われている現実の中で、行政改革によって首切りや配転や労働条件の切り下げなど、一方的な犠牲を押しつけられるとすれば、それはがまんのできないことがあります。

私は、公務員労働者にも労働基本権を保障すべきである、この主張を持ちながら、臨時行政調査会の調査、審議に当たっては、いたずらに公務員労働者に不安を抱かせることのないよう、行政改革について組合との十分な交渉、協議はもちろんのこと、無理のない実行方策に関して十分な配慮が行われるべきだと考えますが、行政管理庁長官の誠意のある御答弁を求めます。

新しい調査会は、政府においても、これまでの対症療法的な行政改革のやり方では解決できない行政の根本問題を、国民的な審議に付することによって解決していく必要を認めたからだと考えます。したがつて、今回の調査会の成否は、これに取り組む政府の姿勢は当然のこととして、その構成をいかに国民的なものにするかという点が大変重要であります。労働者の代表を含む各界各層の立場や利益を網羅する超党派的な人選が必要であると考えますが、総理及び行政管理庁長官の方針をお示しいただきたいと思います。（拍手）

次に、調査会の運営についてお尋ねしておきたく思ひます。先ほどの提案理由の説明の中では、「今後における行政の抜本的な改善を推進するため、長期的かつ総合的視点から行政の適正かつ合理的なあり方を検討する必要がある」と考え、「云々とございま

す。過日の内閣委員会で、私は中曾根行政管理庁長官に、プライバシーの保護についてのOECDの勧告に関連して質問をいたしました。それは、勧告にあるプライバシー権というのは、個人が自分に関する情報をコントロールできる権利であるという規定、それから、保護の基本原則に入項日のガイドラインが示されているがその原則をお認めする。率直に申し上げて、これでは余り抽象的過ぎまして、検討課題を判断することはできません。

これは、総理大臣が具体的なテーマを決めて諮問するという形になるのか、あるいは白紙に近い形で委員会にお任せするのかよくわかりません。これに関連して、国会というのは設置法といいうれば入れ物を決定するだけなのか、中身について意見を述べるときそれがどのように生かされることかという点も明確ではありません。

最後に申し上げます。

これまで行政改革に関しては数多くの答申、意見が出されました。しかし、行政改革は国民と行政管理庁長官はあいさつをされて、諸問題項目と行政管理庁長官はあいさつをされて、諸問題項目

とも思われる点を述べられております。ここでは行政管理庁長官は、「臨時行政調査会の意図するところは、人員整理による行政改革というような方を、その組織運営の根本にさかのぼつて検討することでありまして」云々というあいさつをなさつておられます。新しい調査会はこういう形で委員各位に諮問するものと考えてよろしいかどうか、見解をお尋ねしておきたいと思います。前後して恐縮ですが、これは総理にお尋ねをいたします。

過日の内閣委員会で、私は中曾根行政管理庁長官に、プライバシーの保護についてのOECDの勧告に関連して質問をいたしました。それは、勧告にあるプライバシー権というのは、個人が自分に関する情報をコントロールできる権利であるという規定、それから、保護の基本原則に入項日のガイドラインが示されているがその原則をお認めする。率直に申し上げて、これでは余り抽象的過ぎまして、検討課題を判断することはできません。

これは、総理大臣が具体的なテーマを決めて諮問するという形になるのか、あるいは白紙に近い形で委員会にお任せするのかよくわかりません。

これに関連して、国会というのは設置法といいうれば入れ物を決定するだけなのか、中身について意見を述べるときそれがどのように生かされることか

とも思われる点を述べられております。ここでは行政管理庁長官は、「臨時行政調査会の意図するところは、人員整理による行政改革というような方を、その組織運営の根本にさかのぼつて検討することでありまして」云々というあいさつをなさつておられます。新しい調査会はこういう形で委員各位に諮問するものと考えてよろしいかどうか、見解をお尋ねしておきたいと思います。前後して恐縮ですが、これは総理にお尋ねをいたします。

総理は、そのリーダーシップをどうとられるのかお伺いをして、質問を終わりたいと思います。（拍手）

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣（鈴木善幸君） お答えいたしました。

まず、行政改革のあり方につきまして、具体的な御提言を含めお話をございました。いろいろ示唆に富む御意見であると存じます。

個別の御提言につきましては、後ほど行政管理

府長官から答弁をいたしますが、私の行政改革に臨む方針といたしましては、所信表明の際に申し述べましたとおり、まず、前内閣が策定した昭和五十五年行政改革を着実に実現することを図り、

さらに、新たな角度から行政の合理化と効率化を

進めること、これまで実施してきた定員縮減など

に加えて、主として行政の仕事減らしという観点

から行政改革を取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

また、これから国民の需要に的確にこたえる行政を実現するため、長期的かつ総合的な観点に

立った行政のあり方について抜本的な検討を行う権威ある機関として、新たに臨時行政調査会を設置することとし、このたび法案の御審議をお願いいたしました。

同調査会に対しては、行政の実態に全般的な検討を加えていただき、国民と行政、官業と民業、国と地方の間などの基本的あり方を確立し、行政の簡素、効率化を一層推進するとともに、行政制度及び運営のあり方など、広く行政の基本的問題について抜本的な検討を願いないと期待いたしております。

なお、第二回調査の運営に当たっては、第一回調査の諸経験を十分に生かしてまいりたいと存じます。

臨時行政調査会の委員の構成及び人選につきましては、私もきわめて重要なことであると考えております。広く国民各界から行政改革についてのすぐれた識見と熱意を有する方を厳正かつ公平に選考し、国民の信頼と支持を得る必要があると存じます。このため、御審議願っている法案におきましても、委員の任命に当たっては、あらかじめ衆参両院の同意を得るものといたしておると存じます。

次に、プライバシー保護のOECD勧告であります、同勧告は広範な分野、事項の対策の実施を求めており、幅広い検討が必要であります。しかし、いずれにしても、政府としては前向きに対応する必要がありますので、行政管理庁を中心

検討を進める」といいたしたいと存じます。

最後に、行政改革に向かう視点について御質問がございましたが、行政改革は国民のニーズに適合したものでなくてはならず、それゆえに、あらゆる時代において政府に求められる課題であると私は認識いたしております。そのためには、今後も、われわれは特に戒心して推進していくべきものでなくてはなりません。

それから、予算編成に関する癒着の問題を御指摘になりましたが、ややもすればそういう御批判をいたしていると思います。この点につきましては、そのような御批判をいたしかねないように、重複、複雑化を招くおそれがあります。

私は、国民のニーズの推移に応じて、行政制度や行政のあり方を直していくことがきわめて重要であると考えております。この点につきましては、行政のむだを排除することが可能になると考えております。

私は、公開、参加、分権という理念を基調としてはどうかとの御意見でありましたが、それらの問題は、他方で個人のプライバシー、行政責任の所在と能率の問題、また行政の統一性といった検討課題を生ずるものでありますので、個々の具体的な事例ごとに、御意見に留意しながら、慎重に検討してまいりたいと存じます。

残余の点につきましては、行政管理庁長官から御答弁をいたさせます。(拍手)

【國務大臣中曾根康弘君登壇】
○國務大臣(中曾根康弘君) お答えいたします。
岩垂委員は、行革は政策形成システムの民主化であつて、この点に特に力を入れよとまず御指摘

になりましたが、私もこの御見識には賛成であります。

しかし、行政の中には管理の効率化と清潔化という問題もあると思います。こういう点につきましても、われわれは特に戒心して推進してまいるつもりであります。

それから、予算編成に関する癒着の問題を御指摘になりましたが、ややもすればそういう御批判をいたしていると思います。この点につきましては、そのような御批判をいたしかねないように、われわれは十分自戒しなければならないと思いま

す。それから、予算編成に関する癒着の問題を御指摘になりましたが、ややもすればそういう御批判をいたしていると思います。この点につきましては、そのような御批判をいたしかねないように、われわれは十分自戒しなければならないと思いま

す。しかし、行政の中には管理の効率化と清潔化という問題もあると思います。こういう点につきましても、われわれは特に戒心して推進してまいるつもりであります。

次に、第一次臨時行政調査会の反省について御指摘になりましたが、確かに、第一次の調査会は二十年前にできまして、その後大きく社会情勢が変化して、社会構造の劇的変化があつたと思いま

す。特に石油危機あるいは高齢化社会といふものが現実化してまいりまして、これらに対する対応がおくれておると思います。また、国民全体の合

意を形成するのについて必ずしも十分でなかつた

とも思いますし、官庁の規律や細則の廃止につい

ても遺憾な点があつたと思いますし、また、簡

素、効率化についてもわれわれの努力が足りなかつたところがあると思います。これらの点につきましては十分戒めてまいりたいと思っております。

次に、公務員諸君について不安を与えないようになせよという御指摘でございますが、当然無用な不安や効率の低下を来さないよう、私たちは十分慎重にやらなければならないと思います。

それから、第二次臨時行政調査会の諮問、審議の内容でござりますけれども、私はできるだけ自

主的に、自由に御論議をいただきまして、前提や

条件なしにフリー・ハンドを与えて、十分御審議願

第六に、昭和三十九年の臨時行政調査会の性格

は、権威の高い行政診断機関として位置づけられておりましたが、今回設置されようとしておりますところの調査会は、権威の高い調査審議機関として位置づけられています。この二つの調査会の性格の違いをどのように考えられておられますか。

また、調査会の委員の構成についてあります。が、第一次臨調では委員が七人でありましたが、今回の調査会では九人と、二名増員されておりました。委員の選考の仕方によつては、今回設置しようとされている臨調の性格が大きく変わつてゐるとは必然であります。どのような分野から代表を追加するお考えなのか、その内容を明確にするともだ、これら委員の人選に当たつては国民的な視野に立つて公正を期すべきであると思ひますが、その点をどのようにお考えになつておられるか、お伺いをいたします。

第七に、今回の臨調設置に伴い行政監理委員会は廃止されることになつておりますが、行政監理委員会は創設以来十五年間、民間の有識者を中心として、行政改革に関する多くの意見、答申を提起し、行政改革に關する多くの意見、答申を中心とし、行政改革に關することにやぶさかではありません。

しかし、今回行政監理委員会が廃止されるとするならば、中長期的な行政のあり方の検討はどう

かくして、五十六年度以降当面実施すべき行政

改革の推進については、政府に対しても厳しい注文をつける機関がなくなることになります。五十六年度以降今回の臨調答申が出るまで、政府の行政改革に対する対応の仕方について行政管理庁長官の所見をお伺いいたします。

最後に、総理にお伺いをいたします。

私は、今回第二次臨調を設置し、今後の新たな時代に即応した行政のあり方について基本的な検討を加えようとする政府の姿勢に対しては、それなりの理解を持つものであります。この第二臨調が隠れみののような存在になるとするならば、國民の厳しい糾弾を受けなければなりません。真に國民のための行政改革を断行することは政府の課せられた責務であり、なんんなく、総理のリーダーシップと決断を要することもまた言をまたないところであります。

総理は、第二臨調の設置に対しどのように姿勢で臨み、今後どのように行政改革を進めていかれるか、そのおつもりはいかがであるか、お聞かせ願いたい。

かりそめにも、行政改革に名をかりて國民への行政サービスの低下を來したり、行政改革が進まないからといって、弱い立場にある人々の福祉の切り捨てを図つたり、一般消費税などの大衆増税に転嫁するということは、断じてはならぬと思いますが、これらの問題について総理の所見と決意をお伺いいたしまして、質問を終わります。

す。（拍手）

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣（鈴木善幸君） 鈴切さんにお答えをいたします。

まず、今後の行政改革推進についての私の所信についてお尋ねがございましたが、私は、所信表明において明らかにいたしましたとおり、まず前

内閣の策定した昭和五十五年行政改革を着実に実現することを図り、さらに新たな角度から行政の合理化と効率化を進めることを図ります。

まいりました定員縮減などの施策に加え、主として行政の仕事減らしという観点から行政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

また、長期的かつ総合的な視野のもとで行政のあり方に於いて抜本的な検討を行つたため、今回御審議を願つて臨時行政調査会を設置し、基本的な行政改革案を策定して今後の行政改革を進めたいと考えております。

次に、政府の中長期的なビジョンを明らかにす

るようお話をございました。

社会経済情勢の変化や國民のニーズに即応し、簡素にして効率的な行政の実現を図る」とは、政

府の基本方針とするところであります。このよう

な見地に立つて、從来から長期的な視点のもとに行政改革を進めてきておりますが、今後におきま

して、社会の高齢化、エネルギー・資源の制約、財政負担の状況など、國民のニーズや負担のあり

方を長期的に把握し、これに適切に対応し得る行政の体制をつくり上げてまいる所存であります。

しかしながら、長期的かつ総合的な観点から行

政制度及び運営のあり方を検討するに当たつては、ひとり政府のみならず、國民各界各層の英知を結集することが必要かつ適当なことであると考

え、今回臨時行政調査会を設置することとしたものであります。

最後に、第二臨調の設置に対する姿勢と今後の

行政改革に取り組む決意についてお尋ねがござい

答申の中には、社会経済情勢の著しい変化など諸般の事情からいまだ実現を見ていないものがあることでも事実であります。これらについては、これまでの間の情勢の変化を考慮しながら、行政の簡素、合理化に役立てるよう努めてまいりたいと存じます。

また、第二臨調の意見、答申につきましては、これを全政府的な課題として受けとめ、実行に移してまいり所存であります。

まし
た

第二回調査は、高度成長期から安定成長期への移行など、わが国社会経済の大きな変化に対応して、行政のあり方を抜本的に見直し、長期的かつ総合的な視点に立った行政改革案を策定するため

止、特殊法人の見直しあるいは審議会の廃止等々、いま各省とかけ合つておる最中でございまして、十二月の予算編成のときにはこれを決着させて、閣議決定その他で最終的に決めたいと思つておる次第でございます。

な観点から見ると、今日そこまでいまとこと
はむづかしいという点も実はござります。しか
し、御趣旨の存するところはよく理解できますの
で、その線に沿いまして鋭意努力してまいりたい
と思つております。

御指摘をいたたき、御指言をいたたきました。その中で完全に実施したものあるいは部分的に実施したものは三十一項目、全然手をつけてないもののは九項目でござります。

に設置するものでありますので、昭和五十五年行政改革や昭和五十六年度以降の改革措置を先送りしたり、あるいはこれを怠るための隠れみのにしたりする意図はないございません。

次に、四党の合意にて
質問でございますが、毎
御苦心の御労作であり、
まして御検討いたいと
て いる次第であります。

御指摘をいたたき、御指^シをいたたきました。その中で完全に実施したものあるいは部分的に実施したもの三十一項目、全然手をつけてないもの九項目でございます。

民が多面にわたって求めてる行政サービスを的確にとらえ、これに簡素かつ効率的にこたえ得る行政を実現して、国民の負担を軽減することであると認識いたしておりますので、適正な行政サービスのあり方について国民の理解を得ながら、総力を挙げて着実に行政改革に取り組んでまいる所存でございます。

残余の点につきましては、行政管理庁長官から御答弁をいたします。(拍手)

等々、いま各省とかけ合つておる最中でございまして、十二月の予算編成のときにはこれを決着させて、閣議決定その他で最終的に決めたいと思っておる次第でございます。

次に、四党の合意について所見いかんという御質問でござりますが、拝読いたしまして、非常に御苦心の御労作であり、かつ相当長期間にわたりまして御検討いただいた傑作であると実は評価している次第であります。

特に地方公出先機関の廃止、整理、国家公務員の定員削減、あるいは公務員の定年制の導入、あるいは特殊法人の統廃合、補助金の大幅整理、各種審議会の整理合理化、許認可等の整理合理化、あるいは地方分権の推進、こういう点はわれわれも同感の点でございまして、そういう方向に沿つていま努力しておることでございます。

それから、オンブズマン制度について御提言がございますが、御提言の中で行政改革特別委員会

な観点から見ると、今日、そこまでいまとやること
はむずかしいという点も実はござります。しかし、御趣旨の存するところはよく理解できますので、その線に沿いまして鋭意努力してまいりたいと思つております。

第二に、第二臨調の問題でございますが、これを設置する方針は、一言に申せば八〇年代以降の複雑化したこの国際、国内の情勢に対応した日本政府の政府としてのあり方はどれが適正であるか、行政の機能はいかにあるべきか、中央、地方の問題、あるいは官業と民業との関係、あるいはプライバシーや情報公開の問題、そういうさまざまの問題につきまして一定の哲学と体系を持つた具体的な施策を出していただきて、われわれの指針とさせていただきたい、そういう考え方を立ちまして、社会構造の変化を見通して、ある程度中長期的展望に立ったビジョン、体系をつくっていただきたいというのが一つの中心の考え方であります。しかし、二年間にこれはぜひ結論をつくつてしまつ

御指摘をいたたき、御指言をいたたきました。その中で完全に実施したものあるいは部分的に実施したもの三十一項目、全然手をつけてないものは九項目でございます。

実施したものはどんなものかと申し上げますと、一省一局の削減、あるいは総定員法の実施、あるいは行政監理委員会の設置、あるいは国土厅の設置、あるいは経済企画厅の国民生活局、物価局の設置、あるいは官房長官を国務大臣制にし、これはトップマネジメントの関係から来ていました、考え方でござります。そのほか貿易あるいは外為関係の自由化という面がございまして、これも最近実施したところでございます。

手をつけなかつたところは何かと申しますと、内閣補佐官制度の問題、それから総務厅の設置、地方事務官制度の廃止あるいは職階制の実施、こういう点は全然手をつけなかつた点でござります。これらについても鋭意検討してまいりたいと思つております。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

等々、いま各省とかけ合つておる最中でございまして、十二月の予算編成のときにはこれを決着させて、閣議決定その他で最終的に決めたいと思っておる次第でございます。

次に、四党の合意について所見いかんという御質問でござりますが、拝読いたしまして、非常に御苦心の御労作であり、かつ相当長期間にわたりまして御検討いただいた傑作であると実は評価している次第であります。

特に地方出先機関の廃止、整理、国家公務員の定員削減、あるいは公務員の定年制の導入、あるいは特殊法人の統廃合、補助金の大幅整理、各種審議会の整理合理化、許認可等の整理合理化、あるいは地方分権の推進、こういう点はわれわれも同感の点でございまして、そういう方向に沿つていま努力しておるところでございます。

それから、オングラーブマン制度について御提言がございますが、御提言の中で行政改革特別委員会を国会に設置せよという御提言もございますが、この二つは国会がお決めいただくことでございまして、われわれいたしましては、行政各部の範

な観点から見ると、今日、そこまでいまとやること
はむずかしいという点も実はござります。しかし
し、御趣旨の存するところはよく理解できますの
で、その線に沿いまして鋭意努力してまいりたい
と思っております。

御指摘をいたたき、御振舞をいたたきました。その中で完全に実施したものあるいは部分的に実施したもの三十一項目、全然手をつけてないものは九項目でございます。

実施したものほんなものかと申し上げますと、一省一局の削減、あるいは總定員法の実施、あるいは行政監理委員会の設置、あるいは国土庁の設置、あるいは経済企画庁の国民生活局、物価局の設置、あるいは官房長官を國務大臣制にした、これはトップマネジメントの関係から来て、考え方でございます。そのほか貿易あるいは外為関係の自由化という面がございまして、これも最近実施したところでございます。

手をつけなかつたところは何かと申しますと、内閣補佐官制度の問題、それから総務庁の設置、地方事務官制度の廃止あるいは職階制の実施、こういう点は全然手をつけなかつた点でございます。これらについても鋭意検討してまいりたいと思つております。

それから、第二次臨調の成果をいかに具体化して実現するかという御質問でございますが、第二回臨調におきましてはできるだけ具体的な結論をい

まず、第二臨調をつくりますのは、これは隠れみのにするという意図は毛頭ございません。現在も八項目にわたる行政改革の方針を実行中でございまして、この第二臨調というのは最後の八番目であります。その前の七項目は、サービスの改善あるいは法律の廃止、許認可の簡

次に、四党の合意について所見いかんという御質問でござりますが、拝読いたしまして、非常に御苦心の御労作であり、かつ相当長期間にわたりまして御検討いただいた傑作であると実は評価している次第でございます。

特に地方公出先機関の廃止、整理、國家公務員の定員削減、あるいは公務員の定年制の導入、あるいは特殊法人の統廃合、補助金の大幅整理、各種審議会の整理合理化、許認可等の整理合理化、あるいは地方分権の推進、こういう点はわれわれも同感の点でございまして、そういう方向に沿っていま努力しておりますでございます。

それから、オンブズマン制度について御提言がございますが、御提言の中で行政改革特別委員会を国会に設置せよという御提言もございますが、この二つは国会がお決めいただいくこととございまして、われわれといったしましては、行政各部の範囲内でオンブズマン制度を導入する可否につきましていま検討しておるところでございます。

また、この御提言の中身を見ますと、かなり具体的に詳細にわたりました御提言がございまして、かなり勇断をふるった内容であると実は拝読しておるわけですがございまして、われわれの現実的

な観点から見ると、今日、そこまでいまとやることでむずかしいという点も実はござります。しかし、御趣旨の存するところはよく理解できますので、その線に沿いまして鋭意努力してまいりたいと思っております。

第二に、第二臨調の問題でございますが、これを設置する方針は、一言に申せば八〇年代以降の複雑化したこの国際、国内の情勢に対応した日本政府の政府としてのあり方はどれが適正であるか、行政の機能はいかにあるべきか、中央、地方の問題、あるいは官業と民業との関係、あるいはプライバシーや情報公開の問題、そういうさまざまの問題につきまして一定の哲学と体系を持つた具体的な策を出していただきて、われわれの指針とさせていただきたい、そういう考え方を立ちまして、社会構造の変化を見通して、ある程度中長期的展望に立ったビジョン、体系をつくっていただきたいというのが一つの中心の考え方であります。しかし、二年間にこれはぜひ結論をつくっていただき、その途中におきましても中間答申をできるだけ早くつくっていただき、実行に移します。

いとおもいます。

公明党におかれましては、このような機関の設置を前から御提言になつておりますので、私たちもこの御意見を参考にさせていただいた次第でござります。

御指摘をいたたき、御指掌をいたたきました。その中で完全に実施したものあるいは部分的に実施したもの三十一項目、全然手をつけてないものは九項目でござります。

実施したものはどんなものかと申し上げますと、一省一局の削減、あるいは総定員法の実施、あるいは行政監理委員会の設置、あるいは国土庁の設置、あるいは経済企画庁の国民生活局、物価局の設置、あるいは官房長官を国務大臣制にしました、これはトップマネジメントの関係から来ている考え方でござります。そのほか貿易あるいは外為関係の自由化という面がございまして、これも最近実施したところでございます。

手をつけなかつたところは何かと申しますと、内閣補佐官制度の問題、それから総務庁の設置、地方事務官制度の廃止あるいは職階制の実施、こういう点は全然手をつけなかつた点でござります。これらについても鋭意検討してまいりたいと思つております。

それから、第二次臨調の成果をいかに具体化して実現するかという御質問でござりますが、第二次臨調におきましてはできるだけ具体的な結論をいただきたいと思っております。抽象的な結論だけではなくて、できるだけ具体的な結論をいただきまして、それをできるだけ早期に実施するよういたしたいと思っております。

第一次臨調の反省いかんという御質問でございますが、先ほど岩垂議員に御答弁申し上げました

ようだ、国民合意の形成について不十分であった、あるいは綱紀の肅正について足らざるところがあつた、簡素、効率化についても不十分であった等々反省しております。

なお、第二次臨調につきましては、先ほど申し上げましたように、できるだけ自由に自主的な御判断をいただいて、前提や条件つきでなしに、自由な御結論を得るように努力してまいりたいと思つております。

それから、第一次臨調と第二次臨調の差がどこにあるかということでお話しします。第一次臨調は行政診断と書かれておる、第二次臨調は調査審議ということが重点である、こういうことでござりますが、第一次臨調は、どちらかと申しますと、能率化という点、あるいは政府がトップマネジメントで勇断をふるつてやれというような調子が強かつたのであります。今回は、行政の体系あるいは展望あるいは哲学、そういうような観点も加味いたしまして、われわれに指針を与えていた北大の性質が強くなつております。

九名の人選につきましては、御指摘のように、

全国民的代表となるべき方を慎重に人選してまいりたいと思っております。

行政監理委員会の廃止の間どうするかという御質問でございますが、これは、第二次臨時行政調査会が開かれておると予想されますので、その間でも必要なものは詰問いたしまして、中間答申ができるだけ早期に出していただく。なお、われわ

れ行政管理庁も一生懸命努力いたしましたし、その期間遺憾なきを期したいと思っております。行監委員会をその間廃止いたしますのは、やはり行政の簡素化の趣旨に沿いまして率先垂範しなければならぬ、そう考えてやつておるところであります。(拍手)

○議長(福田一重) 玉置一弥君。

〔玉置一弥君登壇〕

○玉置一弥君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま提案されました臨時行政調査会設置法案に関し、總理並びに行政管理庁長官に対しても質問を行うものであります。

〔議長退席 副議長着席〕

行政改革は、いまや最大の政治課題と言つても過言ではありません。特に、昨年秋、政府が導入せんとした一般消費税に対し、国民がノーの判断を下して以来、むだな行政のゼい肉を切り落とし、効率的な財政運営を行っていくことは、国民、納税者に対する政府の義務とも言えるものであります。

民社党は、これまでどの政党にも増してこの問題に対して積極的に取り組んでまいりました。昭和四十四年、當時行革のパロメーターとまで言われた総定員法に賛成したのを初め、党内に行財政改革特別委員会を設置し、昭和五十二年、行政改

革緊急三年計画案を作成して政府に申し入れ、さらに昨年、行政改革の政府への第二次提言を行

い、政府にその実現を強く要求してまいったところであります。

そこで、まず總理にお伺いをいたします。

われわれは、行政改革の目的は、国民のための福祉国家建設に向けてのよりよき行政体制づくりにあると考えるのであります。今回の臨時行政調査会設置の目的はどこにあるのか、明確な御答弁をお願いしたいであります。

次に、第二次臨調設置に当たつての政府の基本的姿勢についてお尋ねをいたします。

八〇年代は地方の時代と言われております。高度成長優先、産業優先の立場から行われてきた極度な中央集権体制への反省が生まれ、分権と自治を確立し、独自性と主体性を生かした地域社会の建設を行つていこうという機運が出てきたのであります。

しかるに、現在の行政体制は依然として中央集権であり、机上のプランである中央官庁の施策を、多大な事務権限と補助金で縛りながら、ばらばらに地方に押しつけているのが実情であります。

この際、住民に身近な事務は住民に身近なところとの視点に立つて行政事務を洗い直し、可能な事務は大幅に地方に移譲するとともに、それに伴つて財源も大幅に地方に移譲して、地方自治体の自主性に基づき効率的な財政運営を行つていく必要があると考えのであります。補助金と並んで財政融資の見直しなど、財政の徹底した見直しの手法などについて詰問されるお考へはないか、お尋ねをいたします。

がお気になるか、總理大臣の御所見を賜りたいのであります。

戦後三十五年を経過した現在、すでに不要となり意味のなくなった機関を簡素化、効率化し、公正で民主的な行政が実現できるような体制を整備していくかなければならないのであります。民社

党はこの点に関して、中央省庁の統廃合、特殊法人の大幅整理、地方出先機関の原則的廃止など、具体的な提案を行つてまいりました。

しかるに、中曾根行管長官は、行政そのものの整理・簡素化を中心とするとの認識から、機構いじりはしないとの方針に立つておられるようですが、不要な機関の整理なくして行政の簡素化、効率化はあり得ないであります。

そこでお尋ねをいたしますが、第二次臨調に詰問するテーマは具体的にどういうものを考えてゐるか。中央省庁、特殊法人、地方出先機関を初め、われわれの主張するような行政機関の抜本的な改革を含むものであるのか、お聞きをしたいのであります。

また、行政改革は、財政再建を進めるに際し、何よりも優先されなければならない課題であります。しかるに、政府のこれまでの行政改革は、補助金の整理一つをとつても、遅々として進んでいないのが実情であります。補助金と並んで財政融資の見直しなど、財政の徹底した見直しの手法などについて詰問されるお考へはないか、お尋ねをいたします。

さらに、國民に開かれた民主的な行政を進めていくために、かねてからわが党が主張してきた國会に行政監察委員を設置する情報公開法、管理社会のエスカレートから國民を守るプライバシー保護法について、それぞれ導入する方向で諮詢すべりであると考えるのですが、政府の前向きな御答弁をいただきたいのであります。

そこで、今回政府が設置しようとされておりまう構成を考えておられるのか。法案によりますと、調査会の委員は九人ということであります。が、超党派かつ民間主導で推進する体制をつくる必要があると思うのであります。どのようなメンバーを考えておられるのか、お答えをお願いしたいのであります。

次に、臨時行政調査会の答申の取り扱いについてお尋ねをいたします。

過去、池田内閣時代に臨時行政調査会が設置をされております。当時、政府は「広く國民の立場に立って行政の画期的な体質改善を行ない、國民へのサービス向上に寄与すべく、各界各層の知能を結集して、権威の高い行政診断機関を設ける」との趣旨から昭和三十七年二月に臨調を設置し、昭和三十九年九月に至るまで実に二年七ヶ月にわたり審議を経て、総論以下十六項目、千ページ以上の答申が提出されたのであります。その答申を受け取ったのは、當時官房長官であった鈴木総理

さらに、國民に開かれた民主的な行政を進めていくために、かねてからわが党が主張してきた國会に行政監察委員を設置する情報公開法、管理社会のエスカレートから國民を守るプライバシー保護法について、それぞれ導入する方向で諮詢すべりであると考えるのですが、政府の前向きな御答弁をいただきたいのであります。

そこで、今回政府が設置しようとされておりまう構成を考えておられるのか。法案によりますと、調査会の委員は九人ということであります。が、超党派かつ民間主導で推進する体制をつくる必要があると思うのであります。どのようなメンバーを考えておられるのか、お答えをお願いしたいのであります。

次に、臨時行政調査会の答申の取り扱いについてお尋ねをいたします。

過去、池田内閣時代に臨時行政調査会が設置をされております。当時、政府は「広く國民の立場に立って行政の画期的な体質改善を行ない、國民へのサービス向上に寄与すべく、各界各層の知能を結集して、権威の高い行政診断機関を設ける」との趣旨から昭和三十七年二月に臨調を設置し、昭和三十九年九月に至るまで実に二年七ヶ月にわたり審議を経て、総論以下十六項目、千ページ以上の答申が提出されたのであります。その答申を受け取ったのは、當時官房長官であった鈴木総理

大臣でありますから、總理はよく御記憶のことと思ひます。

しかし、これら膨大な答申を得たにもかかわらず、政府がどれだけこれを真摯に実行に移したかは、はなはだ疑問であります。

わが党は、毎年、予算委員会において、当該年度における臨調答申実現の進捗状況を政府に資料要求してまいりましたが、その回答を見る限り、わざわざして不十分であると言わざるを得ないのであります。

そこで、昭和三十九年の答申以来、トータルでどれだけこれが実現されてきたのか、具体的にお示し願いたいのであります。また、これらが六年の長きにわたって放置し続けられた理由は何か、新たに臨時行政調査会が設置された場合、これらの答申内容は実現せぬままにすべてお蔵入りとなってしまうのか、重ねてお尋ねしたいのであります。

さらに、本法律案が成立し、臨時行政調査会が設置されて答申を出した場合、答申は出たものの、前回と同様、一向にそれが実現をしないという結果に至ることもなしと言えません。第二臨調が、こうした失敗を犯さない保証はどこにあるのか、政府は、第二臨調を答申どおりすべて実施するのか、確固たる御答弁をいただきたいのであります。

そこで、今回政府が設置する答申についてお尋ねをいたします。

そこで、今回政府が設置する答申についてお尋ねをいたします。

も早く具体的な形で断行しなければならない今日、第二臨調は、その実現から國民の目をそらさず、政府がどれだけこれを真摯に実行に移したかは、はなはだ疑問であります。

最後に、五十五年行革との関係についてお尋ねをいたします。

政府は、本年、五十五年行政改革計画を発表いたしました。それによると、特殊法人については六十一年度までに統廃合を、補助金は五十八年度までに件数を四分の一に整理、地方ブロック機関は五十九年度までに統廃合を、それぞれ進めることになつておりますが、これら五十五年行政改革計画を、臨調が設置されても引き続き実施していくつもりであるのか、また、わが党は、五年行革計画はきわめて不十分なものであると認識しておりますが、設置が予定されております臨時行政調査会では、この計画に対しさらに一步踏み込んだ答申を期待することができるか、この点について政府の御見解をただして、私の質問を終ります。(拍手)

昭和三十九年九月の臨時行政調査会の改革意見は、内閣機能の強化、中央省庁に関する改革など、行政の各般にわたるものでありましたが、政府は、これまでこれを極力尊重するとの基本姿勢のもとに、答申の実現に取り組んできたところであります。これまでの行政改革においても、相当の成果を上げていると考えております。

しかしながら、答申の一部については、社会経済情勢の著しい変化など諸般の事情から、いまだ実現を見ていないこともありますので、これらについては答申当時からの情勢の変化を考慮しながら、行政の簡素、効率化に役立てるよう努めてまいりたいと存じております。

また、第二臨調答申について確實に実施せよとの御意見でございました。

政府といたましても、先ほど鈴木議員にもお

政の実現に資することを目的としております。

本調査会に対しましては、広く行政の制度及び運営の基本的諸問題につきまして多角的な御審議を期待いたしておりますが、地方分権の問題につきましても、広域行政への対応の必要性などにも配意しながら、住民生活に密着した行政は、できる限り地方公共団体の責任において実施されるべきであるとの基本的な考え方立って、総合的な調査審議が行われることを期待いたします。

政府は、内閣機能の強化、中央省庁に関する改革など、行政の各般にわたるものでありましたが、政府は、これまでこれを極力尊重するとの基本姿勢のもとに、答申の実現に取り組んできたところであります。これまでの行政改革においても、相当の成果を上げていると考えております。

しかしながら、答申の一部については、社会経済情勢の著しい変化など諸般の事情から、いまだ実現を見ていないこともありますので、これらについては答申当時からの情勢の変化を考慮しながら、行政の簡素、効率化に役立てるよう努めてまいりたいと存じております。

また、第二臨調答申について確實に実施せよとの御意見でございました。

政府といたましても、先ほど鈴木議員にもお

政の実現に資することを目的としております。

本調査会に対しましては、広く行政の制度及び運営の基本的諸問題につきまして多角的な御審議を期待いたしておりますが、地方分権の問題につきましても、広域行政への対応の必要性などにも配意しながら、住民生活に密着した行政は、できる限り地方公共団体の責任において実施されるべきであるとの基本的な考え方立って、総合的な調査審議が行われることを期待いたします。

政府は、内閣機能の強化、中央省庁に関する改革など、行政の各般にわたるものでありましたが、政府は、これまでこれを極力尊重するとの基本姿勢のもとに、答申の実現に取り組んできたところであります。これまでの行政改革においても、相当の成果を上げていると考えております。

しかしながら、答申の一部については、社会経済情勢の著しい変化など諸般の事情から、いまだ実現を見ていないこともありますので、これらについては答申当時からの情勢の変化を考慮しながら、行政の簡素、効率化に役立てるよう努めてまいりたいと存じております。

また、第二臨調答申について確實に実施せよとの御意見でございました。

政府といたまでも、先ほど鈴木議員にもお

答申申し上げましたとおり、行政改革を先送りし

たり、あるいはこれを怠つたりする隠れみのに第

二臨調を使うつもりは毛頭ございません。第二臨

調の意見、答申につきましては、これを政府全体

の課題として受けとめ、速やかに実行に移してま

いる方針でございます。

残余の件につきましては、行政管理庁長官から

お答えをいたしました。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 第二次臨調のテーマ

でございますが、これは委員の皆様方に自主的に

お決め願うのが適当であると思っております。し

かしながら、いま国民が全面的に関心を持ってお

ります官業と民業の関係とかあるいは中央、地方

の問題であるとかあるいは情報公開制度といふよ

うな問題は、当然審議の対象になると期待してお

ります。

オブズマン制度につきましては、四党合意の

御主張は、先ほど申し上げましたように、国会に

そういう行政監察官を置く、そういう御発想でござ

りますが、これは国会の方で御審議願うべきも

のであり、われわれ行政各部の内部といたしまし

ては、行政各部でもし行う場合にどういうものが

適当であるか、この日本の風土に密着した方法は

いかなるものがあるかということを日下検討して

おる最中でございます。

次に、第二臨調の構成でございますが、委員は

九名にしてあります。御指摘のように、全国民的

な世論を代表する方、超党派的に、かつ民間主導

でやるということは全く同感でございます。

次に、第一次臨調の実施の状況、成果はどうか

という御質問でございますが、先ほどお答えいた

しましたように、大体四十項目のうち全面的に実

施したもの、部分的に手をつけたものが三十一項

目ございまして、全然未着手のものは九項目で

ございます。この中には、たとえばブロック機関

の統廃合あるいは特殊法人の統廃合等、今後も生

きていくものもござります。しかし、たとえば内

閣補佐官制度あるいは総務庁の設置、こういうよ

うなものは、現段階におきましては、そのまま生

きていくかどうか、疑問の余地があると思ってお

ります。

次に、第二次臨調の結果をいかに実行するかと

いう御質問でございますが、これは時代の要請に

かんがみまして、その御答申をいただきました

ら、これを検討の上、全内閣の力を挙げて実行す

べきものであるとかたく信じております。

補助金や財投や、財政の見直しも諸問題すべきで

はないかという御質問でございますが、これは中

央、地方あるいは行政の簡素化、能率化という面

から、当然審議の対象になつていくものであると

期待しております。

五十五年改革、特に補助金や特殊法人やブロッ

ク機関等々の問題については、引き続き実施する

かという御質問でございますが、これは引き続き

われわれは実行していくべきものと考えます。

第二次答申の中でこれらの問題がどういうふう

に扱われるかということでございますが、大きな

問題につきましては、時代の変化に対応しつつ、

これらについて答申が出てくることもあり得る、

そのように考えます。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いたしました。

内閣委員	辞任	補欠
田村 元君	玉沢徳一郎君	
竹中 修一君	辻 英雄君	
上原 康助君	中村 茂君	
玉沢徳一郎君	田村 元君	
辻 英雄君	竹中 修一君	
中村 茂君	上原 康助君	

○副議長(岡田春夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十六分散会

出席国務大臣

内閣總理大臣 鈴木 善幸君
國務大臣 大村 裕治君
國務大臣 中曾根康弘君

法務委員	辞任	補欠
小澤 潔君	田村 元君	
田島 衛君	山口 敏夫君	
田村 元君	小澤 潔君	
山口 敏夫君	田島 衛君	

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨五日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 大野 濑君 (理事沖本泰幸君去る四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員	辞任	補欠
武田 一夫君	沖本 泰幸君	
上坂 昇君	上原 康助君	
上原 康助君	上坂 昇君	

した。

(潜水艦隊司令官)

第十六条の四 潜水艦隊の長は、潜水艦隊司令官とする。

防衛厅設置法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十五年十月六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

第二十四条第一項中第三号を削り、第四号を加える。

第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項

中「術科教育本部」の下に「及び補給本部」を加える。

第二十四条第一項中第三号を削り、第四号を

加える。

第二十六条第三項ただし書中「地方總監又

は航空總隊司令官」を「又は地方總監」に改め、

同条第四項を次のように改める。

4 航空自衛隊の補給處の処長がその処務を掌

理するに當たつては、補給本部長の指揮監督

を受けるものとする。

第二十六条の二を削る。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(補給本部)

第十五条第二項中「航空集團」の下に「潛

水艦隊」を加え、「及び航空集團」を「航空集團

及び潛水艦隊」に改め、同条中第七項を第八項

とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項と

し、第四項の次に次の一項を加える。

5 潜水艦隊は、潛水艦隊司令部及び潛水艦隊

その他の直轄部隊から成る。

第十六条の三の次に次の一条を加える。

3 補給本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌理する。ただし、長官は、必要

があると認める場合には、航空總隊司令官に指揮監督させることができる。

第二十二条第一項中「一等陸曹」を「術

科教育本部長又は補給本部長」に改める。

第三十二条第一項中「一等陸曹」を「陸曹長、

一等陸曹」に改め、同条第二項中「准海尉」の下に「海曹長」を加え、同条第三項中「准空尉」の下に「空曹長」を加える。

一等空曹」を「陸曹長、海曹長又は空曹長」に改める。

第六十六条第二項中「三万九千六百人」を「四

万九千六百人」に改める。

(防衛厅職員給与法の一部改正)

第三十三条 防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第

一二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「一等陸曹、一等海曹又は

一等空曹」を「陸曹長、海曹長又は空曹長」に改める。

第六十六条第二項中「三万九千六百人」を「四

万九千六百人」に改める。

(防衛厅職員給与法の一部改正)

第三十三条 防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第

一二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「一等陸曹、一等海曹又は

一等空曹」を「陸曹長、海曹長又は空曹長」に改める。

長 長 長	月 額	陸 海 空	月 額	陸 海 空	月 額	陸 海 空	月 額
曹 曹 曹	127,100	134,000	140,600	146,900	153,000	159,200	165,500
陸 海 空	139,100	145,700	152,000	158,100	164,300	170,600	176,900
尉 尉 尉	145,700	152,000	158,100	164,300	170,600	176,900	182,900
陸 海 空	152,000	158,100	164,300	170,600	176,900	182,900	189,000
准 准 准	158,100	164,300	170,600	176,900	182,900	189,000	195,200
俸 給 月 額	164,300	170,600	176,900	182,900	189,000	195,200	201,200
陸 海 空	170,600	176,900	182,900	189,000	195,200	201,200	207,300
准 准 准	176,900	182,900	189,000	195,200	201,200	207,300	213,400
陸 海 空	182,900	189,000	195,200	201,200	207,300	213,400	219,500
尉 尉 尉	189,000	195,200	201,200	207,300	213,400	219,500	225,800
陸 海 空	195,200	201,200	207,300	213,400	219,500	225,800	232,200
准 准 准	201,200	207,300	213,400	219,500	225,800	232,200	238,600
陸 海 空	207,300	213,400	219,500	225,800	232,200	238,600	245,000
准 准 准	213,400	219,500	225,800	232,200	238,600	245,000	251,400
陸 海 空	219,500	225,800	232,200	238,600	245,000	251,400	257,500
准 准 准	225,800	232,200	238,600	245,000	251,400	257,500	263,500
陸 海 空	232,200	238,600	245,000	251,400	257,500	263,500	268,900
准 准 准	238,600	245,000	251,400	257,500	263,500	268,900	274,300
陸 海 空	245,000	251,400	257,500	263,500	268,900	274,300	280,700
准 准 准	251,400	257,500	263,500	268,900	274,300	280,700	286,900
陸 海 空	257,500	263,500	268,900	274,300	280,700	286,900	294,700

附則第一條第一項中「その者の意思による」

となく「引き続き准陸尉、准海尉若しくは准空尉

である自衛官(以下「准陸尉等」という。)となり、

かつ、陸曹長等からその者の意思によることな

く引き続き准陸尉、准海尉若しくは准空尉であ

る自衛官(以下「准陸尉等」という。)となり(防衛

厅設置法等の一部を改正する法律(昭和五十五

年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第

号」という。)の施行の日前に一等陸曹等

からその者の意思によることなく引き続き准陸

尉等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第

号)の施行の日前に一等陸曹等

からその者の意思によることなく引き続き准陸

尉等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第

号)の

尉等となつた場合(以下「施行前准陸尉等昇任の場合」という。)を含む。」に改める。

附則第三条中「その者の意思によることなく引き続き准陸尉等となり、かつ、陸曹長等からその者の意思によることなく引き続き准陸尉等となり(施行前准陸尉等昇任の場合を含む。)」に、「一等陸曹等であつたもの」を「陸曹長等(施行前准陸尉等昇任の場合は、昭和五十五年法律第百二十八号)」に改め

提出する理由である。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、自衛隊の任務遂行の円滑を図るために所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正
自衛官の定数を二、三三一人増加して、二七〇、一八四人に改めること。

2 防衛庁職員給与法の一部改正
曹長の階級の新設に伴い、曹長の俸給月額等を定めること。

3 防衛庁設置法の一部改正
曹長の階級の新設に伴い、曹長の俸給月額等を定めること。

4 防衛庁職員給与法の一部改正
自衛官の員数を二、〇〇〇人増加して、四一、六〇〇人に改めること。

内訳

陸上自衛官 一八〇、〇〇〇人(増減なし)

海上自衛官

四三、八九七人(増加一、六一九人)

(増加分は、艦艇、航空機の就役等に伴う要員)

四六、一二〇四人(増加七二二人)
又は「一等空曹」を「陸曹長、海曹長又は空曹長」に改める。

航空自衛官

二二六、一〇四人(増加七一二人)

又は「一等空曹」を「陸曹長、海曹長又は空曹長」に改める。

理由

自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、自衛官の定数及び予備自衛官の員数を改めるとともに、海上自衛隊の自衛艦隊の編成に潜水艦隊を加え、及び航空自衛隊の機関として補給本部を置くことができることとするほか、自衛官の階級として曹長を設ける等の必要がある。これが、この法律案を

せるため、補給統制處を廃止、新たに航空自衛隊の機関として補給本部を新編すること。

昭和五十五年十一月四日
衆議院議長 福田 一殿
内閣委員長 江藤 隆美

(1) 海上自衛隊の潜水艦部隊の一元的な指揮運用を図るため、司令部及び潜水艦群その他直轄部隊から成る潜水艦隊を新編して、自衛艦隊の編成に加えること。

(2) 航空自衛隊の補給機能を効果的に發揮させ

2 自衛隊法の一部改正
本案は、我が国の防衛をより効率的に処理し、現下の諸情勢に対応するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三十一億七千万円が、昭和五十五年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十五年十一月六日 衆議院会議録第十二号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

(定価一円)
発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京二二二一四六代
字
丁105

1111四